

総合評価書要旨

1. 政策評価の対象とした政策

成年後見制度の利用の促進

2. 評価対象期間

平成 28 年度・29 年度

3. 政策の目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）、これに基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

4. 評価結果の概要

平成 28 年度は、同年 5 月に施行された促進法に基づき、基本計画を策定した。

平成 29 年度は、基本計画の初年度として施策に着手し、関係省庁等と連携して取組を進め、一定程度進展が見られた。

5. 今後の取組方針等

基本計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていく。また、基本計画の中間年度である平成 31 年度に、各施策の進捗状況を踏まえ個別の課題の整理・検討を行うこととされているところ、今後事務を引き継ぐ厚生労働省において対応されることとなる。